

行政文書公開決定通知書

23 市会総第 45 号
平成 23 年 10 月 14 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市会議長 中村 孝太郎



平成 23 年 10 月 3 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	議場写真（データ）（請求に係るもの）		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	平成23年10月17日	午前 9時50分 午後
	場所	市民情報センター（市役所西庁舎 1階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
備考	<決定を行った所管課・公所> 市会事務局総務課 TEL: (052) 972-2083		

- 注 1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

行政文書非公開決定通知書

23市会議第60号
平成23年10月14日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 中 村 孝太郎



平成23年10月3日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	平成23年9月28日採択された、「議会報告会の開催を求める件」の議員ごとの賛成・退席・反対がわかるもの
公開しない理由	当該行政文書は取得又は作成しておらず、存在しません。
備考	<決定を行った所管課・公所> 市会事務局議事課 TEL 052-972-2088

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
(問い合わせ先 市民情報センター TEL:052-972-3153 (直通) FAX:052-972-4127)
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市長を被告として(名古屋市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

行政文書非公開決定通知書

23市会総第45-2号
平成23年10月14日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 中村 孝太郎



平成23年10月3日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	議会事務局が議会開催時写真撮影に関する決まり
公開しない理由	当該行政文書は、作成していないため、存在しません。
備考	<決定を行った所管課・公所> 市会事務局総務課 TEL: (052) 972-2083

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（名古屋市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。